

# 議会が求めた監査

# の結果

# 不当41件

## 「議会の請求に基づく監査結果報告書」より

令和2年12月9日に議会が監査及び結果報告の請求をした4件の工事の監査結果報告が令和3年2月12日に提出されました。

### 監査の対象工事

- 1 平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事  
執行額 **5,250,000円**
- 2 平成24年度上野原周辺道補修工事  
執行額 **1,260,000円**
- 3 平成24年度八州高原地内補修工事  
執行額 **567,000円**
- 4 平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事  
執行額 **260,400円**



監査委員も現地を確認

## 監査の意見（要約）

監査請求のあった4件の工事は、文書に記載されている内容が不正確なものや、必要な根拠資料が添付されていないもの、定められた制式ではない制式を用いているものなど、適正さを欠く事例が散見された。また、予算措置のないものが1件あった。

起案から決裁の過程では、決裁文書及び添付されている根拠資料を確認し、疑義がある場合は起案者へ確認し、必要に応じて文書の修正を求め、不足する資料を追加させるなどにより、誰が見ても理解できる内容として整理されるべきものである。

最終的に責任を負うのは決裁権者であるが、処分案の起案者、決裁文書等の回議・合議を受ける職員、報告書を作成する職員等が、決裁（報告の完了等を含む。）に至る過程において適正さを欠く文書の修正補筆や追加資料の要求を行わなかったことについては、その責めを免れないものである。

組織内部における相互けん制機能が全く働いていなかったと言わざるを得ない。

平成24年5月及び6月に実施した平成23年度下半期分定期監査における所見でも述べたとおり、平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事においては、起工段階から特定1者との契約を前提としている。また、工事設計価格に対する予定価格の比率は9.22%であり、これほどの低い比率で予定価格が設定されることは、これまでの監査においては例を見ない。加えると、この予定価格の額は、当該工事の起工前に特定1者に対して依頼し、当該者から提出された見積金額と同額である。

公共工事品質確保法の第3条第2項及び第7条第1項第1号に規定されているように、法は、工事受注者が適正な利潤の確保をすることができるよう適切な積算を行い、予定価格を適正に定めることを発注者に求めているものであり、公共工事に経済性のみを求めているものではないものと解する。設計価額の9.22%にしか満たない予定価格を定めるということは、公共工事品質確保法の趣旨を大きく逸脱しているものであると言わざるを得ない。

平成24年度上野原周辺道補修工事、平成24年度八州高原地内補修工事及び平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事の3件については、起工時において設計に用いた単価及び数量が不正確・不明確・不適正であり、図面、施工条件を示す仕様書、施工箇所を示す位置図等がなく、工事目的そのものが不明確である。

平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事については、請負者から提出された「ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事報告書」の工事写真により、施工箇所は白子の海ソーラーポート地内ではなく、旧榛名カントリークラブ跡地内であることが確認された。白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事の工事請

負代金260,400円は、自然エネルギー発電事業特別会計（当時。現太陽光発電事業特別会計）で支出されているが、当該工事は普通財産である旧榛名カントリークラブ跡地内で行われた工事であることから一般会計において支弁されるべきものである。

このような事務手続が許容されるはずもなく、財政の明確適正化を期するため設置されている特別会計の意義を失わせるものである。

また、これら3件の工事は、年度末に集中して施工されているが、適切な工期が確保されていたとは言い難く、適切な工期を確保した上で、必要があれば予算繰越を行った上で事業を実施するべきであった。

提出された簿冊の中には、平成24年度上野原周辺道補修工事の請負者から村宛てにファクシミリで送信されたと思われるメモ書きもつづられていた。このメモ書きがどのような目的をもって請負代金の支払処理を終えた後の2013（平成25）年4月17日に送信されたのかは不明であるが、一連の事務処理を終えた後である同年4月17日に当該補修工事の内容と同一の内容と思わざるを得ないメモ書きが村宛てに送付されているということについては、様々な疑念が残る。

監査を実施した4件の工事において、それぞれ完成検査が実施されているが、平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事を除く3件の工事については、設計図書が不正確、不明確、不適正であるほか、図面及び仕様書は不存在であるため、出来高（完成）の検査の実施において、よるべき数値は何を用いたのか疑問である。検査の基準となるべき数量や仕様書、図面、出来形管理表等がないにも関わらず、3件の工事全てにおいて検査員の検査意見は「設計書及び仕様書等相当の完成を認める。」としている。しかしながら、これまで述べてきたとおり、これらの検査意見が適正であるとする理由を見いだすことはできない。

また、平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事の検査調書に付されているのは、一面を雪に覆われた施工箇所と推認される場所の写真2枚である。これらの写真を完成検査時のものとするのであれば、どのような手法で検査を行ったのか理解することができない。

以上のことから、4件の工事の完成検査は、不適切極まりないものであると断じざるを得ない。

そして、4件の工事の請負代金（総額：7,337,400円）は全て支出済みであるが、設計図書の不備により、これらが適正な公金の支出であるか否かを検証することができない。

これまでの間、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査及び第233条第2項に基づく決算審査において見積徴収及び契約事務について抽出し、監査・審査を実施してきているが、監査請求のあった4件の工事については多くの不当事項が認められる。

今回のような事態が繰り返されることのないよう、全ての職員が法令を遵守することはもとより、適正な事務の執行について改めて確認し、改善の必要がある事務手続がある場合については、組織として早急に改善することを強く求め、本監査の意見とする。

不当（法律、政令、村例規もしくは予算に違反し、又は不当と認めたもの） (単位：件)

工事の名称	不当事項			合計
	法令等	予算	その他	
平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事	11	8	3	22
平成24年度上野原周辺道補修工事	10	5	5	20
平成24年度八州高原地内補修工事	8	4	4	16
平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事	12	5	2	19
<b>合計</b>	<b>41</b>	<b>22</b>	<b>2</b>	<b>17</b>

監査結果報告  
についての  
全文はこちらを  
ご覧ください



(榛東村ホームページ)